

平成 28 年 12 月 20 日

受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

UBS グローバル・アロケーション A コース（年 1 回決算型・円ヘッジコース）
繰上償還に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型投資信託「UBS グローバル・アロケーション A コース（年 1 回決算型・円ヘッジコース）」（以下「当ファンド」ということがあります。）につきまして、下記要領にて繰上償還に関する書面決議を行いますので、お知らせします。

敬具

<記>

1. 対象となるファンド

UBS グローバル・アロケーション A コース（年 1 回決算型・円ヘッジコース）

2. 繰上償還の理由

当ファンドにおきましては、純資産総額が当初設定以来 100 万円前後で推移しており、およそ 1 年 2 ヶ月にわたり、信託約款の繰上償還条項（第 39 条）に定める 30 億円を大幅に下回る水準となっております。弊社としましては、この間、運用の基本方針に沿った運用に努めてまいりましたが、今般、効率的な運用を行うことが困難な状況にあることに加え、今後も大幅な追加設定の増加が見込み辛いことなどから商品性とパフォーマンスの継続性などを総合的に検討した結果、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

3. 繰上償還の手続きおよび日程

- ①受益者および受益権口数の確定 : 平成 28 年 12 月 20 日
- ②書面による議決権の行使受付最終日 : 平成 29 年 2 月 1 日
- ③書面による決議の日 : 平成 29 年 2 月 2 日
- ④繰上償還日 : 平成 29 年 2 月 24 日

※ 平成 28 年 12 月 20 日現在の受益者は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、



本議案（繰上償還）に対して議決権を行使することができます。

- ※ 平成 28 年 12 月 20 日現在の受益者とは、平成 28 年 12 月 15 日までの買付申込受付者を含み、平成 28 年 12 月 16 日以降の買付申込者および平成 28 年 12 月 15 日以前の換金申込者は除きます。

[繰上償還に対する書面決議の結果]

繰上償還にかかる書面決議は、上記①時点の当ファンドの議決権口数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。なお、否決された場合には平成 29 年 2 月 24 日付での繰上償還は行いません。

本議案に対する書面決議の結果は、平成 29 年 2 月 7 日に弊社ホームページにて、可決の場合は「繰上償還可決のお知らせ」を、否決の場合は「繰上償還否決のお知らせ」を掲載することによりお知らせします。

- ※本議案にかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『UBSグローバル・アロケーション Aコース（年1回決算型・円ヘッジコース）繰上償還に関する書面決議のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上